

## 栃木県地域留学生交流推進協議会に関する申合せ事項

### 1 栃木県地域留学生交流推進協議会について

- (1) 協議会の構成員の機関・団体の長又は代表者には、これらに準ずる者を含む。
- (2) 協議会の会長は、当分の間、宇都宮大学長をもって充てる。
- (3) 新たな構成員の加入については、会長が総会に諮り了承を得る。
- (4) 監査員は、協議会構成員（世話機関・団体の長を除く。）から選出する。

### 2 運営委員会について

- (1) 運営委員会の委員長は、当分の間、宇都宮大学理事（副学長）の中から協議会会長が指名した者をもって充てる。
- (2) 運営委員会要項第3条第2項の運営委員会が必要と認めた者若干名は、当分の間、宇都宮大学から選出された者3名とする。
- (3) 新たに運営委員会の委員を追加する場合は、委員長が委員会に諮り了承を得る。

#### 附 記

- 1 この申し合わせ事項は、平成14年10月29日から適用する。
- 2 栃木県地域留学生交流推進協議会運営委員会申合せ（平成元年9月27日制定）は廃止する。

#### 附 記

この申し合わせ事項は、平成16年6月25日から適用する。

#### 附 記

この申し合わせ事項は、平成18年6月21日から適用する。